2022年度 別紙①. ファンドA交付金 対象経費基準 【事業運営費】

	2022年度 別紙①.	JアンNA父付金 対象経資基準 【事業連名)	質】											2022.	.5.13現在
科目	①会議費	②旅費交通費	③通信連搬費	④消耗品費	⑤器具備品費	⑥印刷製本費	⑦賃借料	⑧広告宣伝費	9諸謝金	⑩保険料	⑪支払手数料	②報償費	③食糧費	4 雑費	24その他
	(1)事業の打合せや会議開催に	(1)選手、指導者、審判員、講師、スタッフ等で、活動の実施に	(1)大会要項・	(1)筆記用具	★3万円以上	(1)プログラム	(1)施設·用具等	(1)大会・イ	(1)審判員、講師等で、活動の実施に	①大会・講習会に関	①金融機関への振	①チーム・選手への表	①競技会. 講習会	①茶菓代	①大会中
	係る費用を言う。	要する人員の旅費、日当(鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、	組合せ等発送		の場合は、	印刷代	の借上料等	ベント用ポス	要する人員に対して支払う謝金・雑給	する保険料		彰物購入/製作費			止の際、
		自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等)	料。ただし大会	等事務用消耗	HBAに相談し			ター印刷代	上限額 (所得税込)		数料等	(レプリカ・賞状・メダ			参加費の
	(2)会場会議室の使用料等	※HBA旅費規程に準ずる。	要項・組合せ等	品	て下さい。	(2)コピー代	(2)バス会社へ支		※競技会事業				代含む)代等は、一	②ゴミ回収	返金
			はTeamJBAを				払う貸切バス利						人800円(消費税	費	
		(2)招集審判員の交通費: HBA旅費規程の60%を上限とす			★事業会計予		用料等		(2)審判謝金:上限額/試合				込)までとする。	・管理者が	
	2,000円(基本交通費含む)	వ .	等で、資料の郵		算7大会事業		(a) A levelend		S:3,000円、A:2,000円、B:1,500					処理する場	
	とする。基本交通費とは、出席のため、企業は発売される	(3)審判員稼働の宿泊費 10,000円/泊	送料等経費削減を図る。	プ、リングネット 等競技に係る	(全道大会出 場予選)の購		(3)会場清掃料 ・観客席が飲食		円、C:1,000円、 D:500円					合	
	km以内をいう。(距離の試算	(3) 番刊貝林園の相片貝 10,000円/ / / /	点で図る。	当耗品	場で選りの購 入は認めない。		を利用した際の		D:300F					③ゴミ処理	
		(4)競技会稼働役員の日当(交通費含)は、以下に定める。	(2)活動に伴うイ	/H*500	人は最近のかない。		清掃料		(3)団体(チーム・クラブ・学校)による諸謝金					場まで持参	
対		● 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円(基	ンターネット接続	※大会毎に筆			21330-11		の扱いとなる。					した際のご	
象	本交通費基準を超える場合、	本交通費含む)とする。ただし、その参加者の移動距離が基本		記用具類を購										み処理代	
経	●ア〜エに示す交通費加算額	交通費基準を超える場合、❷ア〜エに示す交通費加算額を支	用代金等	入しないで頂					·学校施設使用料:上限10,000円/						
費	を支払うことが出来る。	払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間と		き、大会毎に使]- /日					④クリーニン	
_		なる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の		い回すこと。					_ 150,4448 150,46 66677 (- 1					グ代	
Ĥ	100km(「北の道ナビ」により試 算する距離を準用)未満の場	状況を考慮し、決定する。		(3)会場暖房					·コート設営費 上限10,000円/コート					⑤大会委	
В	■ 弁する昨帰で学用)木周の場 合	② 往復移動距離が40km以上100km (「北の道ナビ」により試算する距離を準用)未満の場合		用、灯油購入					(※ラインが引いてある場合は 「半額 」)					5 人云安 託費	
Δ	■ 7 40km以上60km未満 加算	ア 40km以上60km未満 加算交通費支払い額【500円】		代					·TO謝礼 上限 6,000円 /試合					2 U 9-R	
Α	交通費支払い額【500円】	イ 60km以上80km未満 加算交通費支払い額【1,000円】													
_		ウ 80km以上100km未満 加算交通費支払い額【1,500円】		(4)感染症対策					(4)ドクター・看護士・トレーナー(理学療						
	交通費支払い額【1,000円】	・アの場合: 日当2,000円+交通費加算額500円=2,500		に伴うマスク、消					法士含む) 5,000円/日						
	ウ 80km以上100km未満 加	円」		毒液購入費等											
		・イの場合:日当2,000円+交通費加算額1,000円= 3,000円		/に)プス代数					(5)マンツーマンディレクターおよびマンツー マンコミッショナーの稼働者の謝金は、1日						
	・アの場合:日当2,000円+交通費加管額500円-2,500	3,000円 ・ウの場合:日当2,000円+交通費加算額1,500円=		(5)ごみ袋					マノコミッショナーの稼働者の謝金は、1日 稼働される場合は、日当で支払う。						
	円	3,500円」		(6)トイレット					18周に1137場日は、日当て文広方。						
	・イの場合:日当2,000円+	居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、		ペーパー					※諸謝金と日当との二重払いはしない。						
	交通費加算額1,000円=	エ 100km以上【(北の道ナビ試算往復距離-40km)×37円】													
	3,000円	「例」: (102km-40km) ×37=2,294円+日当2,000円=							(6)会場整備費(駐車場警備費)						
	・ウの場合: 日当2,000円+	4,294円→4,300円 (100円単位に四捨五入)													
	交通費加算額1,500円=	※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認													
	3,500円」 居住地と開催地との往復移動	し清算してください													
	距離が100km以上の場合、	(5)競技会に稼働する運営役員は、当該競技会に参加チーム													
		スタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務(マ													
		ンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等)と重複し													
		ないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要な場													
		合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。													
	=4,294円→4,300円(10 0円単位に四捨五入)														
	※ 旅費の算出方法が分からな														
	い場合、本協会事務局に確認														
	し清算してください														
	(4)飲料および軽食の提供が必														
	要な場合、(2時間程度の会														
	議等)「300円以内税込」とする。														
	00														
	(5)会議およびその他競技会等														
	業務に掛かる時間が3時間以														
	上となり、食事が必要と認められ														
	る時間帯の場合、食糧費の上														
	限は「800円飲料・消費税込み														
	実費」とする。尚、その場合の日 当(交通費含)は、専務理事														
	⇒(父連貸吉)は、専務理事 が別に定める。														
	17 THE LEW SO														
	(6)リモート (web) で実施す														
	る会議等の参加は、日当														
	1,000円/回とする。														
				1	1	1		1						1	1